

令和6年 天草市農業委員会第3回総会議事録

令和6年3月26日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	6番	中村三千人 君
7番	野中 幸廣 君	8番	平岡 敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎ますみ 君
11番	黒川紀世子 君	12番	端田 睦子 君
13番	山並 彰一郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
書記	浦川 優也	書記	濱 朋也
書記	宮川 楓大		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第18号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第20号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第6	議第21号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第22号	非農地証明書交付申請について
日程第8	議第23号	非農地判断について
日程第9		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和6年天草市農業委員会第3回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。本日が令和5年度最後の総会になりますけれども、農業委員会としては、目標地図の作成や農業者年金の加入、農業新聞などの令和5年度の各目標をほぼクリアすることができました。また、各地区の農業委員の皆さんには、日ごろから農地利用最適化推進委員をリードしていただきまして、非常に助かっております。心より感謝申し上げます。それと、令和6年度の地域計画と目標地図の素案作成につきましては、地域への説明等を早めに進めていきますので、関係する地区の農業委員の皆さんには、ご協力をお願いしたいと思います。また、事務局の浦川書記と濱書記が令和6年度より、他部署へ異動することになりました。この件につきましては、後ほど上原局長より説明をお願いしたいと思います。それと、来年度までが農業委員の任期になりますので、次期改選に向けて今のうちから少しずつ協議を進めていただければと思います。本日は、3条が12件、4条が5件、5条が8件、利用権設定が25件、非農地が9件、合計59件の案件が提案されております。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局（上原和之君） 本日は、すべての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、3番金棒委員、4番淀川委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。宮地岳町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、宮地岳町の田と畑796㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。遠方にいらっしゃる親戚の農地を譲り受けられるとのことでした。申請地のすぐそばに譲受人のご自宅もありますし、現地も耕作できる状態でしたので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。佐伊津町の譲受人は、福岡県の譲渡人より、佐伊津町の田1,006㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。この案件は譲受人が〇〇〇〇の〇〇ということで、私が代理で意見を申し上げます。3月23日に堤内推進委員と現地の確認に行きました。事務局の説明どおりで、申請地周辺の農地も譲受人が耕作している農地です。周囲の農地と一体的に耕作されるということで、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。楠浦町の譲受人は、福岡県の譲渡人より、楠浦町の田1,666㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

い。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。申請地の周辺は牧草を作っておられまして、申請地はすぐにでも耕作を始められる状態でした。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。佐伊津町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、本渡町の田2,088㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培されています。また、譲受人は譲渡人の弟で、これまで申請地で耕作しており、今回贈与により、所有権の移転をするとのことでした。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を致しました。事務局の説明どおりで間違いございませんので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。太田町の譲受人は、栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の田18㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。また、申請地は現在譲受人が管理をしており、航空写真をご覧くださいと、面積が18㎡のかなり小さい農地になります。申請地の北側の農地も譲受人が借りて耕作しており、こちらも同時に売買で取得する予定でしたが、所有者が亡くなられており、相続登記の手続きを進めている途中です。相続登記の手続き中は3条許可申請ができないので、今回の分だけ先に申請するものになります。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日井上推進委員と現地確認を行いました。面積が小さい農地だったのでびっくりしましたが、今のような事情があるのであれば、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番と7番の件について、関連する内容であるため、事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6番と7番について、関連する内容であるため、続けて説明します。まず6番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田967㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。次に7番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人

より、有明町の畑 5,029 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。こちらは全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には肥培管理が容易な作物である栗を主に栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。この 2 つの案件につきましては、お互いの農地を交換して管理をしていくという申請になります。特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 8 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 8 番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑 839 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。譲受人は有明地区でも有数の果樹農家であり、また譲渡人は高齢により農地の管理ができないので、今回売買することになったそうです。譲受人の園地が隣にあり、申請地も譲受人が果樹を栽培されておりますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。9番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田1,279㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。譲受人のお父さんと知り合いで、この地域で水稻を作付けされております。譲受人の自宅の隣の農地であるため、特に問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 10番について説明します。栖本町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、栖本町の畑46㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。先日松本推進委員と現地確認に行きました。この案件は親族間の贈与になり、現地もきれいに管理されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 11番について説明します。五和町の譲受人は、北九州市の譲渡人より、五和町の田4,311㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。資料③農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。3月20日に馬場推進委員と現地確認を行いました。確認の際にたまたま譲受人が田植えの準備をされており、お話を伺いました。事務局から説明があったとおり、譲渡人が遠方に住んでおり、管理ができない状態なので譲受人が管理をしていくとのことでした。特に問題はないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に12番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 12番について説明します。五和町の譲受人は、東京都の譲渡人より、五和町の畑524㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。3月20日に馬場推進委員と現地確認を行いました。譲受人は申請地周辺で野菜を主に栽培されております。申請地にはビワが植えてあり、譲受人が継続して管理を行っていくとのことでした。特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第3、議第18号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。この案件は令和5年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和5年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和5年10月に除外されたものです。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の田と畑7,195㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、センダン244本を植林する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。また、この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。申請地は方原地区の山奥の場所でした。申請地付近の草刈りはされておりましたが、耕作はされていないような場所だったので仕方がないかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 2番について説明します。転用者は長崎県の個人で、本町の田1,108㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、杉280本を植林する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○12番(端田睦子君) 12番端田です。3月21日に松下推進委員と現地確認に行きました。杉の木が十数年前に植えてあり、非常に大きくなっておりました。申請地の北側に田がありますが、川を挟んでおり、杉の木が更に大きくなっても日当たり等に影響はないと思いますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について、事務局から説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 3番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田658㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地です。第1種

農地は原則許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅及び展示室、工場の駐車スペースが不足しているため、駐車場9台、進入路、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日山下推進委員と現地確認に行きました。現地は道路に囲まれていて、道路より段下にあるような農地でした。駐車場に転用するとのことですが、周辺への影響を考えると出入口が一か所しか作れず、法面もできるので面積は少し広がってしまいます。そこは仕方がないことなのかなと思います。また、航空写真を見ていただくと分かりますように、申請地の南側を申請者の自宅兼工房として利用しています。その工房で定期的に〇〇〇〇などのイベントを行っており、その際に駐車スペースがなく、路上駐車する形になってしまうので、今回どうしても駐車場が欲しいとのことでした。ご審議方よろしくをお願いします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の5ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑129㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、駐車場4台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。事務局の説明どおり、自宅に隣接する狭い農地で、とても農業ができるような土地ではないと思って見てきました。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 5 番について説明します。転用者は中村町の個人で、中村町の畑 660 m<sup>2</sup>を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、近隣住民及び事業所の駐車場が不足しているため、駐車場 15 台として利用する計画です。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見を申し上げます。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日山下推進委員と現地確認を行いました。隣接する土地が数か月前に転用許可されており、その関係で今回その駐車場としても使われるのではないかなと思って見てきました。特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につ

いてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の6ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は南新町の法人で、楠浦町の畑961㎡に賃貸借権を設定し、駐車場兼資材置場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、非農用地区域のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、工事車両駐車場及び従業員駐車場、資材置場が不足しているため、工事車両駐車場7台、従業員駐車場6台、工事用コンテナ3基、仮設用トイレ1棟、手洗い用外部水栓1か所として利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、貸渡人が一部造成工事を行っていたため、貸渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。以前から気になっていた場所で、既に一部造成工事がなされております。始末書にあるとおり、許可を得る必要があることを知らなかったとのことでした。周辺農地への影響もないことから特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、志柿町の田589.44㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在、借家住まいのため、戸建

住宅を新築したいため、自宅兼車庫1棟、駐車場4台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日、現地確認を行いました。申請地は元々田んぼでしたが今は畑のような状態になっております。国道に面しており、近くに中学校もありますので、宅地にするには最適なところだと思って見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は下浦町の個人で、志柿町の田466.05㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭、通路、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先ほどの案件の農地とかなり近い場所にあり交通の便も良いところだと思います。現地は田んぼとは言えないような状態で、ところどころに雑木が生えておりました。申請地付近は荒廃農地化が進んでおり、本渡方面へ宅地化が進んでいくのではないかと考えて見てきました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の7ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は御所浦町の法人で、本渡町の田 1258.5 m<sup>2</sup>を売買により取得し、共同住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅としての需要が見込まれるため、共同住宅 1 棟、駐車場 27 台、駐輪場、通路として整備し、利用する計画です。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、住宅に囲まれた農地で住宅地として開発が進んでいる地域です。農業を継続して行うことが難しいような農地なので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 5 番について説明します。転用者は南町の地縁団体で、本渡町の田 189 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、公民館駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、公民館の駐車スペースが不足しているため、公民館 1 棟、駐車場 6 台、通路として整備し、利用する計画です。資料③の 12 ペー

ジをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。  
以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日山下推進委員と現地確認を行いました。ここは数年前に3条で許可が下りている場所で、当時の内容は相続で取得した農地を親戚に贈与して管理するというものでした。現地は家庭菜園程度でしか農地の活用見込みがないような場所だと思います。公民館の駐車場として寄付をする形になりますので、特に問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は久玉町の個人で、牛深町の畑2,758㎡を贈与により取得し、製塩施設へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、製塩事業を行う施設用地の確保のため、製塩施設1棟、倉庫1棟、駐車場5台、塩干場として利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。先日現地確認を行い、その際に譲受人と話をしてきました。特に造成せずに現状のまま製塩事業用地として利用するとのことでした。譲受人は牛深地区でも有名な製塩施設の方で、申請地は海沿いにあり耕作するにしても難易度が高い場所にあるため、製塩施設用地として有効活用してくれるのではないかという風に見てきました。特段問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の8ページをご覧ください。7番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑6.33㎡を贈与により取得し、通路へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未滿の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、通路として利用していた所有地が農地であると判明したため、今回申請されたものです。資料③の14ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○5番(猪原真滋君) 5番猪原です。先日、松本推進委員と現地確認を行いました。始末書のとおり、面積も狭小で数十年前から通路として利用しているので特に問題はないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 8番について説明します。転用者は行政で、河浦町の畑264㎡に賃貸借権を設定し、駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未滿の広がりのある第2種農地で

す。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、消防団員の駐車スペースとして利用したいため、消防格納庫1棟、駐車場12台として利用する計画です。資料③の15ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、貸渡人が既に造成工事を行っていたため、貸渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。3月22日に吉田推進委員と現地確認を行いました。譲渡人がかなり前に造成しておりますが、始末書も出ておりますし、消防用施設の駐車場として利用されるとのことですので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第5、議第20号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の9ページから20ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が19件、再設定が5件、合計24件で、筆数37筆、総面積が38,500㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の16ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 21 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の 21 ページをご覧ください。更新の計画が 0 件、再配分の計画が 1 件、利用権移転の計画が 0 件、合計 1 件で、筆数 12 筆、総面積が 9,920 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 17 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 22 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 4 件、有明地域が 1 件、栖本地域が 1 件、新和地域が 1 件、五和地域が 2 件の計 9 件です。筆数は全体 30 筆、面積は 19,369 m<sup>2</sup>となっております。資料③の 18 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 22 ページと 23 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番から 3 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が 4 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 5 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 6 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 7 番から 9 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。こちらは全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目

です。次が10番と11番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。次が12番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が13番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が14番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が15番から21番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。こちらは全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が22番から27番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。こちらは全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が28番から30番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。こちら全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番から3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 6番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 7番から9番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 10番と11番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 12番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 13番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 14番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 15番から21番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 22番から27番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 28番から30番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長(本田実君) 日程第8、議第23号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(松本馨君) 議第23号、非農地判断についてご説明致します。この議題は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地B分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、楠浦町の農地22筆、面積が14,973㎡でございます。これらの農地は、去る令和6年3月4日に農業委員の富崎委員と最適化推進委員の浦上委員、事務局の植村・内田の計4名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認致しております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定です。

ございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありましたが、ご意見はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（本田実君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の26ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件。田を畑として利用したいというものでした。第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和6年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

閉 会 15時40分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本田 実

署名委員

金橋 康二

署名委員

淀川 洋一